

鑑定についてのお尋ね

(和歌山家庭裁判所)

患者名；_____

この書面に記入される際には、「成年後見用診断書の作成を依頼された医師の方へ」
をご参照ください。

1 今後、家庭裁判所から精神鑑定の依頼があった場合について、ご記入ください。

家庭裁判所から精神鑑定を依頼された場合、鑑定を引き受ける。

(1) 鑑定費用(検査料・諸経費等を含む)

5万円で引き受ける。

_____万円で引き受ける。(一般的には5万円を超える場合でも10万円以内に収まる費用でお引き受けいただいています。)

(2) 鑑定期間

30日以内での鑑定を受諾する。

_____日以内での鑑定を受諾する。

(一般的には約1か月以内に鑑定書を提出していただいています。)

(3) 鑑定書作成の手引きの送付

送付を希望する。

送付の必要なし(理由；既に持っている。その他_____)

(4) 書類の送付先

自宅(住所；_____)

診断書記載の病院等の所在地と同じ。

下記の連絡先への送付を希望する。

病院等の名称

Tel

所在地 〒

(5) 鑑定費用の振込先(鑑定依頼の際に口座名を確認させていただきます。)

個人の口座

病院や施設等の法人(_____)の口座

(6) 鑑定を行うことになった場合、後日依頼文書をお送りしますが、正式に依頼する前に確認のための連絡を希望されますか。

不要である。

希望する。

(連絡のつきやすい曜日 _____曜日，時間帯 _____時～ _____時)

鑑定を引き受けることはできない。理由(_____)

鑑定を引き受けることができないが、下記の医師を紹介する。

氏名

病院等の名称

所在地

Tel

2 その他、家庭裁判所に対する連絡事項等があれば、ご記入ください。

令和 _____年 _____月 _____日 回答者氏名 _____